

令和7年度 住宅用火災警報器 取付支援事業のご案内

住宅用火災警報器の設置は「消防法」の改正により

【新築住宅では2006年(平成18年)6月1日から】

【既存住宅でも2011年(平成23年)6月1日までに】

すべての住宅で義務化されました。

ご家族とご自身の命を守るため、また安全で安心な地域づくりのためにも、住宅用火災警報器の設置・点検をぜひお願いします。

三浦消防署では「住宅用火災警報器取付支援事業」を実施しています。

事業の詳細は、以下をご参照ください。

1 支援の内容

令和7年度は住宅用火災警報器の共同購入をしていただいた区を対象に消防職員が直接ご自宅に訪問して新規設置・本体等交換の支援を行います。

2 住宅用火災警報器取付支援対象世帯の要件

(三浦市内にお住まいの方が対象となります) ※取付は無料となります。

※次のいずれかに該当する世帯が消防職員による取付支援の対象となります。

- (1) 65歳以上の高齢者世帯
- (2) 障がい者手帳をお持ちの世帯
- (3) 消防署長が設置困難と認めた世帯

3 お手続き方法

「住宅用火災警報器取付等支援申請書兼承諾書」の免責事項及び留意事項をよく確認していただき、同意いただけましたら必要事項を記入して、申請書を三浦消防署に提出してください。

※ご不明な点等があれば、お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先

横須賀市三浦消防署予防係

電話 046-884-0122(直通)

FAX 046-884-0124